

令和二年四月十四日受領
答弁第一五二号

内閣衆質二〇一第一五二号

令和二年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員松原仁君提出朝鮮学校における教材と指導内容に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出朝鮮学校における教材と指導内容に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

文部科学省においては、平成二十三年及び平成二十四年に開催された同省の第四回から第六回までの「高等学校等就学支援金の支給に関する審査会」における審査の際に申請者である北海道朝鮮初中高級学校等から提出された資料により、同校等の当時の教材の中に北朝鮮によるミサイル発射及び竹島問題に関する記述があり、その内容は我が国の見解と異なる記述であったことは承知している。また、当時、申請者であった同校等に対して竹島に関する我が国の見解を教えているか否かについて確認を行ったところ、我が国の見解についても教えている又は教えていく旨の回答があったところである。

もつとも、御指摘の「朝鮮学校」は、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第五項において準用する同法第三十一条第一項の規定により都道府県知事の認可を受けて設立された同法第六十条第四項の法人により学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三百三十四条第二項において準用する同法第四条第一項の規定により都道府県知事の認可を受けて設置された各種学校であつて都道府県知事の所管に属する教育施設として運営されているもの等であり、文部科学省においては、当該教育施設等に

おける現在の指導状況及び教材の詳細を把握しておらず、いずれのお尋ねについても現時点では確認して
いない。

四について

一から三までについて述べたとおり、御指摘の「朝鮮学校」における現在の指導状況については、文
部科学省においては把握しておらず、また、お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差
し控えたい。